

ぞん ご存じですか？

しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法

しょうがい りゆう さべつ
「障害を理由とした差別」を

なくすための法律です。

すべ ひと たが ひと せんちょう あ
全ての人がお互いにその人らしさを尊重し合いなが
とも い しゃかい つく もくてき くに
ら共に生きる社会を作ることを目的としています。国
し く ちょうそん かいしゃ みせ しょうがい りゆう ふうとう
や市区町村、会社やお店などが、障害を理由に不当
さべつてきとりあつかい
な差別的取扱いをしないこと、社会の中にあるバリア
と のぞ ごうりてきはいりょ おこな さだ
を取り除くために合理的配慮を行うことを定めて
います。

ほうりつ たいしょう
この法律で対象となる

しょうがい ひと
「障害のある人」とは？

てちょう も ひと しんたいしょうがい ちてきしょうがい
手帳を持っている人だけでなく、身体障害、知的障害
せいしんしょうがい はつたつしょうがい ひと ふく た
精神障害のある人(発達障害のある人も含む)その他の
こころ からだ しょうがい ひと しょうがい しゃかい
心や体のはたらきに障害がある人で、障害や社会の
なか
中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当
せいげん うげ ひと たいしょう しょうがい
な制限を受けている人すべてが対象です。障害のある
じどう ふく
児童も含まれます。



しょうがい りゆう さべつ かん そうだんまどぐち 障害を理由とする差別に関する相談窓口

しょうがい りゆう さべつ かん こま きがる そうだん
障害を理由とする差別に関して、お困りのことがございましたら、気軽にご相談ください。

- ・一宮市役所 福祉総務課 福祉総合相談室 【平日 8:30~17:15】
TEL 0586-28-9145 FAX 0586-73-9274
- ・一宮市障害者基幹相談支援センター 【平日 9:00~17:00】
TEL 0586-26-2234 FAX 0586-26-2231
(差別相談専用ダイヤル)